



障医発0928第2号
平成28年9月28日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室長
(公 印 省 略)

平成28年度医療観察法判定事例研究会参加者について（協力依頼）

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）に基づく処遇の可否及び内容の決定にあたっては、精神保健判定医等が医学的見地から鑑定を行い医療の必要性に関する意見を地方裁判所に付すべきこと、精神保健判定医が精神保健審判員として審判の評議において医学的見地からその意見を述べることを法は規定しています。

こうした中、厚生労働省では、審判の評議において苦慮する事例等について、精神保健判定医が評価・討議を行う「医療観察法判定事例研究会」を平成19年度から開催しているところです。

本年度においても医療観察法に関する共通理解を深め、法制度の円滑な運用並びに法対象者に対する適切な処遇を確保する観点から当研究会を実施するため、都道府県に推薦依頼を行っているところです。

つきましては、貴協会各支部等に対し、都道府県における推薦についてご協力いただけるよう、ご依頼方よりしくお願い申し上げます。

[本件に関する照会先]

担当：厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

医療観察法医療体制整備推進室

永田・瀬戸

TEL：03-3595-2195 FAX：03-3593-2008

写

障医発 0928 第 2 号
平成 28 年 9 月 28 日

各都道府県精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室長
（公印省略）

平成 28 年度医療観察法判定事例研究会参加者について（推薦依頼）

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）に基づく処遇の要否及び内容の決定にあたっては、精神保健判定医等が医学的見地から鑑定を行い医療の必要性に関する意見を地方裁判所に付すべきこと、精神保健判定医が精神保健審判員として審判の評議において医学的見地からその意見を述べることを法は規定しています。

こうした中、厚生労働省では、審判の評議において苦慮する事例等について、精神保健判定医が評価・討議を行う「医療観察法判定事例研究会」を平成 19 年度から開催しているところです。

本年度においても医療観察法に関する共通理解を深め、法制度の円滑な運用並びに法対象者に対する適切な処遇を確保する観点から当研究会を実施しますので、関係団体等と調整のうえ、精神保健判定医の参加者について、10 月 31 日（月）（必着）までに別添様式にて、推薦方よりよろしくお願い申し上げます。

なお、当研究会の詳細については、別紙 1「平成 28 年度医療観察法判定事例研究会実施要領」にてご確認願います。

[本件に関する照会先]

担当：厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室
永田・瀬戸

TEL：03-3595-2195 FAX：03-3593-2008

平成 28 年度医療観察法判定事例研究会実施要領

1 目的

医療観察法に基づく審判経験を有する精神保健判定医が、裁判の評議において苦慮する事例の評価・討議を行うことで、医療観察法医療に関する理解を深め、審判をはじめとした法制度の円滑な運用並びに法対象者に対する適切な処遇の確保を図ることを目的とする。

2 推薦基準

医療観察法に基づく精神保健判定医の名簿に現在登載されている者で次の各号に該当する者のうちから都道府県精神保健福祉主管部（局）の長が推薦を行うものとする。

- (1) 平成 28 年度以降についても引き続き精神保健判定医推薦名簿への登載について同意している者。

なお、精神保健判定医の名簿に関する情報については、各地方厚生局健康福祉部医事課が把握していることから、推薦に当たっては、適宜、連携をとること。

- (2) 当該都道府県における医療観察法の判定の精度向上に意欲のある者。

3 推薦方法

都道府県精神保健福祉主管部（局）の長は 2 に定める推薦基準を満たす者を都道府県別推薦人数（別紙 2 「判定事例研究会推薦人数」参照。）に基づき、「平成 28 年度医療観察法判定事例研究会参加推薦名簿」（別添様式）に記載し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室に提出するものとする。

4 開催日時及び開催場所

医療観察法判定事例研究会（以下「研究会」という。）の開催日時及び開催場所は次のとおりとする。また、開催会場の詳細については、後日、研究会参加者決定通知により連絡する。

会 場	開 催 日 時	開 催 場 所（予定）	参加人員
大 宮 会 場	平成 29 年 1 月 10 日（火） 13:00～17:00	関東信越厚生局 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	30 人
大 阪 会 場	平成 29 年 1 月 25 日（水） 13:00～17:00	近畿厚生局 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	21 人
福 岡 会 場	平成 29 年 2 月 24 日（金） 13:00～17:00	九州厚生局 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎	21 人

また、3により推薦を受けた者（以下「推薦者」という。）の参加会場の割り振りは、別紙2「判定事例研究会推薦人数」のとおりとする。

事情により、別の会場を希望する場合は別途相談のこと。

5 研究会内容

- (1) 研究会で用いる事例については、厚生労働省が選定する講師（以下「講師」という。）と厚生労働省が協議のうえあらかじめ選定し、各研究会ではこのうち2事例を用いるものとする。
- (2) 研究会では講師がコーディネーターとなり議事進行を行うものとする。
- (3) 研究会における議事次第は次のとおりとする。

【議事次第】	
開会挨拶・講師紹介	
10 分	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法判定事例研究会	
20 分	「事例1の紹介」 担当講師
40 分	「事例1の検討」班別討議 研究会参加者
30 分	「事例1に関する発表・討論、質疑」 担当講師、研究会参加者
10 分	「事例1の検討」個別討議 研究会参加者
10 分	休憩
20 分	「事例2の紹介」 担当講師
40 分	「事例2の検討」班別討議 研究会参加者
30 分	「事例2に関する発表・討論、質疑」 担当講師、研究会参加者
10 分	「事例2の検討」個別討議 研究会参加者
閉 会	

6 参加者決定通知

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室は、3により推薦を受けた者につき審査のうえ、参加者を決定し、都道府県精神保健福祉主管部（局）の長にその結果を11月下旬までに通知するものとする。

る。通知送付後は、参加者の変更、代理者の参加は認めないものとする。

7 経費

研究会参加に要する旅費については、厚生労働省所管旅費取扱規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第27号）に基づき、厚生労働省が負担するものとする。ただし、旅費の支給額は、当該規定に基づく額とする。

8 運営

研究会の庶務は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室で行う。

9 その他

- (1) 参加者の勤務先等に変更があった場合は、速やかに厚生労働省まで連絡すること。
- (2) やむを得ず、開催場所・日時が変更される場合があること。
- (3) 個人情報については、本研究会以外の目的では使用してはならないこと。
- (4) 推薦を受けた者の参加会場の変更は、認められないこと。
- (5) 研究会当日、急遽参加出来なくなった場合は、速やかに厚生労働省まで連絡すること。

[本件に関する照会先]

担当：厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室
永田・瀬戸

TEL：03-3595-2195

FAX：03-3593-2008

E-mail：nagata-takako@mhlw.go.jp
seto-hiroyuki@mhlw.go.jp

平成28年度 判定事例研究会の推薦人数

東北・関東(一部)・信越方面	30	大宮会場	30人
北海道・関東(一部)方面			
東海北陸方面	9	大阪	21人
近畿方面	12		
中国四国方面	11	福岡会場	21人
九州方面	10		

72

		推薦数	出席会場	備 考
1	北海道	4	大宮会場	
2	青森県	2		
3	岩手県	1		
4	宮城県	1		
5	秋田県	1		
6	山形県	1		
7	福島県	2		
9	茨城県	1		
8	栃木県	1		
10	群馬県	1		
11	埼玉県	2		
12	千葉県	3		
13	東京都	3		
14	神奈川県	3		
15	新潟県	2		
17	山梨県	1		
16	長野県	1	大阪会場	
18	富山県	1		
19	石川県	1		
20	岐阜県	1		
21	静岡県	2		
22	愛知県	2		
23	三重県	2		
24	福井県	1		
25	滋賀県	2		
26	京都府	2		
27	大阪府	3		
28	兵庫県	2		
29	奈良県	1		
30	和歌山県	1	福岡会場	
31	鳥取県	1		
32	島根県	1		
33	岡山県	2		
34	広島県	2		
35	山口県	1		
36	徳島県	1		
37	香川県	1		
38	愛媛県	1		
39	高知県	1		
40	福岡県	2		
41	佐賀県	1		
42	長崎県	1		
43	熊本県	1		
44	大分県	1		
45	宮崎県	1		
46	鹿児島県	1		
47	沖縄県	2		
合 計		72		

【推薦者数】

研究会にご出席いただく先生については、各都道府県毎の判定医数を参考に、19人までを1人、20～39人までを2人、40人以上を3人とする。なお、北海道については、地方裁判所が4カ所あることを考慮して4人とする。

平成28年度判定事例研究会参加推薦名簿

都道府県名：〇〇県

氏名	フリガナ	生年月日	勤務先						実績		備考
			名称	職名	〒	住所	電話番号	FAX番号	審判 件数	鑑定 件数	
(記入例) 厚生 太郎	コウセイ タロウ	S30.1.1	医療法人〇〇 厚生病院	病院長	100-0000	東京都千代田区麩が関1-2-2	03-0000-0000	03-0000-0000	5回	2回	

※ 実績欄の審判件数、鑑定件数はそれぞれ通算とし、また審判件数については当初審判及び入院継続の審判件数を含むものとする。

所属：

担当者名：

TEL：

FAX：

E-mail：

平成28年度医療観察法判定事例研究会

医療観察法医療の有識者により、裁判の評議において苦慮する事例等について紹介するとともに、都道府県精神保健福祉主管部(局)の長が推薦する精神保健判定医を交えて具体的な事例について評価・討議を行い、医療観察法医療に関する共通理解を深めていきます。

【平成28年度医療観察法判定事例研究会実施フローについて】

